

転出時の主な手続き一覧

項目	都留市での手続き【問い合わせ先、担当課】	新しい住所地（転入地）での手続き
印鑑登録をされている方	転出（予定）日をもって廃止されますので、印鑑登録証（手帳）を返却または破棄してください。 【市民課 市民窓口担当】	必要な方は改めて登録してください。
国民健康保険の加入者	転出（予定）日をもって廃止されますので、保険証をお返しく下さい。 ※学生の場合、「マル学」の手続きが必要です。 【市民課 保険年金担当】	転入時に加入の手続きをしてください。
国民年金の加入者		転入時に年金手帳を持参し、手続きをしてください。
国民年金の受給者		住基ネットの活用により、年金事務所への住所変更の届出を省略できます。
介護保険被保険者（65歳以上の方）	保険証をお返しく下さい。	転入時に窓口でお問い合わせください。
要支援・要介護認定者	「受給資格証明書」をお受け取りください。 【いきいきプラザ内 長寿介護課 介護保険担当】	「受給資格証明書」を持参し、手続きをしてください。
後期高齢者医療被保険者（75歳以上の方）	保険証をお返しく下さい。 県外に転出の方は「負担区分証明書」「障害・特定疾病等認定書（該当者のみ）」をお受け取りください。 【市民課 保険年金担当】	県外に転出の方は「負担区分証明書」「障害・特定疾病等認定書（該当者のみ）」を持参し、手続きしてください。 県内に転出の方は転入時に窓口でお問い合わせください。
障害者手帳等をお持ちの方 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳		障害者手帳、印鑑を持参し、記載事項変更の手続きを行ってください。
各種助成を受けていた方	受給者証をお返しく下さい。 【いきいきプラザ内 福祉課 障害者支援担当】	転入時に窓口でお問い合わせください。
小児の保護者（中学校3年生まで）	「すこやか子育て医療費助成金受給資格者証」をお返しく下さい。【市役所・いきいきプラザ内 健康子育て課 子育て支援担当】	あらかじめ転入地にお問い合わせください。
妊婦・乳児一般健康診査受診票をお持ちの方		未使用の受診票を持参し、新たな受診票の交付についてご相談ください。
保育所（園）に児童が入園されている方	保育所（園）で退所の手続きをしてください。 【各保育所（園）】	あらかじめ転入地にお問い合わせください。
公立小・中学校の生徒	「転出証明書」を持参し手続きをしてください。「転学通知書」をお渡しします。 【学校教育課 学校教育担当】	「転学通知書」「在学証明書」「教科書無償給与証明書」を持参し、転校の手続きをしてください。
児童手当の受給者	『消滅』の手続きをしてください。 【市役所・いきいきプラザ内 健康子育て課 子育て支援担当】	転入時に窓口で申請してください。
・児童扶養手当 ・母子家庭等自立支援給付 ・ひとり親医療費助成の受給者	受給者証をお返しく下さい。 【市役所・いきいきプラザ内 健康子育て課 子育て支援担当】	転入時に窓口でお問い合わせください。
市営住宅にお住まいの方	退居の手続きをしてください。 【建設課 建築・住宅担当】	
市税に関して	税金の精算を済ませてください。 ※市県民税については、1月1日の住所地で課税されますのでご注意ください。 【税務課 市民税担当】	
都留市ナンバーのバイク・軽自動車等をお持ちの方	ナンバープレートをお返しく下さい。 【税務課 市民税担当】	都留市で発行した「廃車届出済証明書」と印鑑を持参し、改めて登録してください。
水道の手続き	閉栓の手続きをしてください。 【上下水道課】	開栓の手続きをしてください。
住民基本台帳カードをお持ちの方	継続利用または廃止の手続きをしてください。 【市民課 市民窓口担当】	継続利用される方は必ずカードを持参し、転入手続きをしてください。
電子証明書を取得されている方	電子証明書が失効します。 【市民課 市民窓口担当】	必要な方は改めて申請してください。
在留カード・特別永住者証明書をお持ちの方		転入時にカードを持参し、手続きを行ってください。